

市が公益通報の窓口となる 主な法律

法律名	法律の概要	事例	担当課
悪臭防止法(昭和46年法律第91号)	規制地域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行なうこと等により生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする法律。	浄化槽・下水からの汚臭、たい肥・有機肥料の臭気、腐敗臭、調理に伴う臭、焼却臭、揮発臭、刺激臭、汚物臭など基準を超える悪臭を事業者が発生させている場合。	環境・ごみ対策課
介護保険法(平成9年法律第123号)	加齢によって生じる疾病等により要介護状態となった者が、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行なうための介護保険給付等に関して必要な事項を定め、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする法律。	地域密着型サービス提供事業所で、人員・設備の基準違反、介護給付費の不正請求、その他運営について不適切な運用が行なわれる場合。	長寿社会課
学校教育法(昭和22年法律第26号)	学校の種類、目的、修業年限、職員組織、教育内容、教科書、入学資格等学校教育の基本となる事項のほか学校の設置、管理、学校の監督等学校行政に関する事項について規定している法律。	児童を小学校、中学校等に就学させる義務を負う保護者に代わる事業所等が、その義務を履行していない場合。	教育総務課
狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)	狂犬病の発生の予防、その蔓延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的とする法律。	事業所で、犬の登録や狂犬病予防接種がされていない場合。	環境・ごみ対策課
下水道法(昭和33年法律第79号)	流域別下水道整備総合計画の策定に関する事務並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水道の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図ることを目的とする法律。	事業場が、明らかに下水排水基準を超過する悪質汚水を適正に処理せず、故意に排出している場合。	下水道課
建築基準法(昭和25年法律第201号)	建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする法律。	建築物の用途、構造又は建築設備等に関する規定に違反した場合、建築物等が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害である場合。	都市整備課
災害対策基本法(昭和36年法律第223号)	総合的かつ計画的な防災行政の整備及び促進を図るため、防災に関する必要な体制の確立、防災に関する責任の所在の明確化、防災計画の策定、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定める法律。	災害応急対策に従事する人以外が、警戒区域へ立ち入ることを制限したり禁止する命令に対しての違反や、退去の命令に対しての違反など。	環境・ごみ対策課
児童福祉法(昭和22年法律第164号)	次代の社会の担い手たる児童一般の健全な育成を図るため、児童福祉に関する専門的機関、資格、各種の保障等について定める法律。	児童福祉施設での運営費の不正受給など運営実態や、児童の処遇に関すること。	子育て支援課
障害者自立支援法(平成17年法律第123号)	障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	自立支援給付に係る障害者等に対し、自立支援給付対象サービス等の内容に関し、報告の提出を求めた際に虚偽の報告をした場合。	福祉課
浄化槽法(昭和58年法律第43号)	浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制するとともに、浄化槽工事業者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度を整備し、浄化槽設備士及び浄化槽管理士の資格を定めること等により、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図ることを目的とする法律。	・届出のあった浄化槽以外のもので、構造に関する建築基準関係規定に適合しないものにすりかえて設置した場合。 ・浄化槽の清掃の技術上の基準に従って清掃が行なわれず、生活環境の保全と公衆衛生上必要があると認められる場合。 ・浄化槽清掃業の許可の基準に適合しない場合。	下水道課
商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)	商店街が形成されている地域で、小売商業、サービス業、その他の事業を営む者が協同して地域の環境の整備改善事業や協同経済事業を行い、構成員の健全な発展に寄与するとともに、公共の福祉に資することを目的とする法律。	・法律の規定に違反して剰余金を配当する行為。 ・組合を解散するとき、法令に違反して組合の財産を分配する行為。	水産商工課
振動規制法(昭和51年法律第64号)	工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行なうとともに、道路交通振動に係る要請限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする法律。	工場・事業場・建築現場などで基準を超える振動を発生させたり、作業時間帯を守らないなどの行為。	環境・ごみ対策課
騒音規制法(昭和43年法律第98号)	工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする法律。	機械・工具の作動音、モーター音、自動車の吸排気・走行音、警笛、ジェット機の爆音、カラオケ、拡声器音、建設作業音、ボイラー音などで、基準を超える騒音を発生させている場合。	環境・ごみ対策課

市が公益通報の窓口となる主な法律

<p>道路法(昭和27年法律第180号)</p>	<p>道路の意義、種別、管理主体及び道路の建設から廃止に至るまでの手続を明らかにし、また公共空間としての道路の目的外使用に係る占用許可について所要の規定を設けるとともに、道路管理に必要な費用負担を定めている法律。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・みだりに道路を損傷したり、汚損すること ・みだりに道路に土石、竹木などを積むなど、道路の構造や交通に支障を及ぼすおそれのある行為をすること ・道路内での足場・看板等の不法占用 ・道路占用者の許可条件違反 ・特殊車両の無許可運行 ・無許可による道路工事 	<p style="text-align: center;">管理課</p>
<p>特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 (昭和46年法律第107号)</p>	<p>各種公害規制法を遵守し、公害の防止に資するため、各種公害規制法により公害発生施設として規制されている施設が設置されている工場の事業者に対し、公害防止統括者及び公害防止管理者を中核とする公害防止組織の整備などを規定している法律。</p>	<p>機械・工具の作動音振動、モーター音振動など、規制対象施設設置事業場で公害防止統括者等の組織が適正に整備されていない場合。</p>	<p style="text-align: center;">環境・ごみ対策課</p>
<p>都市計画法(昭和43年法律第100号)</p>	<p>都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする法律。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域において開発行為をしようとする者が、市長の許可を受けなかった場合。 ・開発許可を受けた土地における建築等の制限に違反して、建築物・特定工作物を建設した場合。 	<p style="text-align: center;">都市整備課</p>
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)</p>	<p>廃棄物の排出抑制と適正処理を目的とし、廃棄物を一般廃棄物と産業廃棄物に区分し、一般廃棄物については市町村、産業廃棄物については事業者が処理責任を有すること、廃棄物処理基準の設定、排気物処理業及び廃棄物処理施設に対する許認可等を規定している法律。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の不法投棄、焼却など ・一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業の無許可営業 ・一般廃棄物を飛散、流出させるなど、一般廃棄物処理基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬、処分 ・再委託基準違反、名義貸し禁止違反、禁固以上の刑に処せられるなど、一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業の許可の基準に適合しない場合 	<p style="text-align: center;">環境・ごみ対策課</p>
<p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成16年法律第112号)</p>	<p>武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性にかんがみ、国全体として万全な態勢を整備し、国民の保護のための措置を的確に実施することを目的とする法律。</p>	<p>武力攻撃事態での、特定物資保管命令違反や、警戒区域への立ち入り禁止命令違反など。</p>	<p style="text-align: center;">防災危機管理課</p>
<p>文化財保護法(昭和25年法律214号)</p>	<p>文化財を保存し、且つその活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに世界文化の進歩に貢献することを目的とする法律。</p>	<p>土地の所有者又は占有者が出土等により遺跡と認められるものを発見しても、これの届出をせず、又は虚偽の届出をした場合。</p>	<p style="text-align: center;">生涯学習課</p>
<p>墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)</p>	<p>墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする法律。</p>	<p>墓地、納骨堂若しくは火葬場の経営又はそれらの区域若しくは施設の変更若しくは廃止に関する規定に違反した場合。</p>	<p style="text-align: center;">都市整備課</p>
<p>老人保健法(昭和57年法律第80号)</p>	<p>国民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため、疾病の予防、治療、機能訓練等の保健事業を総合的に実施し、もって国民保健の向上を老人福祉の増進を図ることを目的とする法律。</p>	<p>保険医療機関等が偽りその他不正の行為により医療に関する費用の支払を受けた場合。</p>	<p style="text-align: center;">市民課</p>